

覚書

災害等緊急時における緊急時動物管理対策用コンテナー等資材（以下「コンテナー等資材」という。）の保管及び管理について一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県動物保護協会（以下「乙」という。）との間ににおいて、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は、甲の所有するコンテナー等資材の保管及び管理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

第2条 乙は、本覚書及び甲が別に定める「緊急時動物管理対策用コンテナー等資材取扱要領」に基づきコンテナー等資材の保管及び管理を行う。

第3条 甲は、当該コンテナー等資材の保管場所の土地管理者の都合でその移動を乙から求められた場合は、速やかに移動または他の地域に移管するなどの手続きをし、その際の費用を負担するものとする。

第4条 甲は、静岡県内で地震等緊急災害時に際しては、当該コンテナー等資材の使用を優先的に乙に認めるものとする。

2 前項の場合において生ずる経費は、乙の負担とする。

第5条 甲は、静岡県外の他都市で発生した災害等緊急時に際して当該コンテナー等資材を必要とする場合は、これを搬出し、その際の経費は、甲が負担するものとする。

第6条 甲は、当該コンテナー等資材が風雨等により腐食、損耗した際に乙から塗装等修繕に係る経費を請求された場合は、これを負担する。

第7条 甲は、乙が当該コンテナー等資材を保管・管理する間、夜間、休祝日等の職員の不在時に第三者により破損または盗難等の被害がでた場合、乙にその責を問わないものとする。

第8条 甲は、当該コンテナー等資材の全部若しくは一部が長期の保管により使用不能になった旨、乙から報告を受けた場合は、その処分を乙に一任する。

2 甲は、前項の場合にその経費を乙から請求された際は、これを負担するものとする。

第9条 甲は、乙から地方公共団体若しくは動物愛護団体が主催する動物愛護行事等への当該コンテナー等資材の貸出を求められた場合は、これを認めるものとする。

2 前項の貸出に際しては、乙が一切の責任を負うものとする。

第10条 この覚書の有効期間は、平成27年3月25日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了2箇月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、更に一年間延長するものとし、その後においても期間満了したときと同様とする。

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書により難い事情が発生した場合は、

その都度、甲乙協議して定める。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年3月25日

(甲) 東京都新宿区信濃町8番地1

一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部
理事長 東海林克



(乙) 静岡県静岡市葵区相生町14番26-3

一般社団法人静岡県動物保護協会
会長 渡邊茂廣

